

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の概要

総則

1 目的(法第1条)

自動車運転代行業を営む者について必要な要件を認定する制度を実施するとともに、自動車運転代行業を営む者の遵守事項を定めること等により、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図ることを目的とする。

自動車運転代行業の認定等

1. 認定(法第4条)

自動車運転代行業を営もうとする者は、自動車運転代行業の欠格事項に該当しないことについて、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の認定を受けなければならない。

2. 認定の申請(法第5条第1項、第2項)

(1)自動車運転代行業の認定を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定める申請書を提出しなければならない。

この申請書には、政令で定める書類を添付しなくてはならない。

(2)公安委員会は、申請者が法の定める欠格要件に該当しないと認めたときは、自動車運転代行業の認定をし、申請者に国家公安委員会規則で定める認定証を交付しなければならない。

欠格要件の確認

次のいずれかに該当する人は、自動車運転代行業を営むことはできません。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定により、若しくは道路運送法(無許可旅客運送事業の禁止)の規定若しくは道路交通法第75条第1項(使用者の義務の規定)の規定に違反し、若しくは同法第75条第2項若しくは同法第75条の2第1項の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 最近2年間に自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定により、営業の停止、営業の廃止の命令に違反する行為をした者

(エ) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(オ) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が自動車運転代行業の相続人であって、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

- (カ) 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が国土交通省令で定める基準に適合すると認められないことについて相当の理由がある者(※2)
- (キ) 安全運転管理者(※1)を選任すると認められないことについて相当の理由がある者
- (ク) 法人でその役員のうち(ア)～(エ)までのいずれかに該当する者があるもの

3. 認定証の掲示義務(法第6条)

自動車運転代行業者は、認定証を主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

4. 変更の届出等(法第8条第1項、第3項)

- (1)自動車運転代行業者は、認定の申請の際に届け出た事項に変更があったときは、定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。
- (2)変更事項が認定証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない

5. 認定証の返納(法第9条)

自動車運転代行業者は、自動車運転代行業を廃止したとき、認定が取り消されたとの事由が生じたときは認定証を返納しなければならない。

運転代行業者の遵守事項

料金の掲示(法第11条)

営業開始前に利用者から收受する料金を定め、これをその営業所において利用者に見やすいように掲示しなければならない。

損害賠償措置を講ずべき義務(法第12条)

代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であって国土交通省令で定める基準に適合するものを講じておかななければならない。

自動車運転代行業約款(法第13条)

営業の開始前に、自動車運転代行業約款を定め、営業の開始前に国土交通大臣に届出をし、これを営業所の見やすい場所に掲示し、これを変更するときも、同様とする。

運転代行業務の従事制限(法第14条)

成年被後見人、一定の刑に処せられて2年を経過していない者、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者などの法定の事由に該当する者を運転代行業務に従事させてはならない。

代行運転役務の提供の条件の説明(法第 15 条)

利用者に役務を提供するときは、料金や約款の概要等役務の内容について説明し、その説明に従って代行運転役務を提供しなければならない。

代行運転自動車標識の表示(法第 16 条)

代行運転役務を提供するときは、代行運転自動車に国家公安委員会規則で定める標識を表示しなければならない。

随伴用自動車の表示等(法第 17 条第1項)

随伴用自動車に、国土交通省令で定めるところにより、第4条の認定を受けて自動車運転代行業を営んでいる旨の表示その他の国土交通省令で定める表示等をしなければならない。

利用者の利益の保護に関する指導(法第 18 条)

運転代行業務従事者に対し、当該業務を適正に実施させるため、料金の收受方法等、利用者の利益の保護に関する事項について指導しなければならない。

道路交通法の規定の読替え適用等(法第 19 条)

道路交通法に規定される下命容認行為の禁止、業務に関する最高速度違反や駐停車違反等について、その再発を防止するために行う指示、同指示に違反した場合の営業の停止、安全運転管理者に関する規定などについて、必要な読み替えにより適用されること。